

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった非開示決定において非開示とした行政文書について、現時点においては、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第7号に該当するとは認められないため、改めて開示決定等を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、平成27年7月28日、条例第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇道路トンネル詳細設計業務委託 上記業務成果物一式」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「〇〇道路トンネル詳細設計業務委託 成果品一式」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。
その上で、本件行政文書について、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して、平成27年8月11日、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、入札執行前の工事に関する情報が記録されており、これらの情報は入札事務の性質上、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

3 異議申立人は、平成27年8月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

処分庁が行った不開示決定処分は、憲法で保障されている「知る権利」を侵害し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の運用を誤ったものであると考えられる。

宮城県は不開示とした具体的な理由として「入札執行前に開示した場合、特定の者だけに有利な情報を与えられることになり、入札の公平性が損なわれると認められる。」と主張しているが、「特定の者」だけには情報を与えることにはならないと考える。情報公開法第3条に「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、開示請求権があるため、処分庁が主張する「特定の者」には該当しないと考える。

〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇等に同開示請求を行った際には入札公告前であっても、当該設計成果品が完了していれば開示されており、落札率が高騰した事実や特定の業者が落札した事実は認められない。

処分庁が危惧している「当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるものに該当すると判断」したことは、危惧感を超え法的保護に値する蓋然性の域に至っていると言う事はできない。また、公に納税者に対しての説明責任を果たしていない。

類似の請求に対して開示の前例がない為、特定文書の内容を精査せずに不開示決定を下したことも、開示請求権の侵害と考え違法であると考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書は、条例第8条第1項第7号に規定する「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当すると判断し、非開示とした。
- 2 〇〇道路トンネル詳細設計業務委託は、〇〇トンネル工事を発注するために必要な設計図書、数量計算書及び施工計画書等を作成するための業務であり、その成果内容は、技術的所見等を求める「総合評価落札方式」による入札時の仕様書

以上の情報が含まれているものである。

よって、当該設計成果の情報を入札執行前に開示した場合、特定の者だけに有利な情報を与えることになり、入札の公平性が損なわれると認められる。今回、請求人により開示請求が行われたのは、まさに入札執行前の時点であることから、上記の理由により非開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、〇〇トンネル工事を発注するために必要な設計図書、数量計算書及び施工計画書等を作成するために実施機関が発注した委託業務の報告書であり、設計報告書、数量計算書、施工計画書及び図面で構成されている。実施機関は、本件行政文書の全てが条例第8条第1項第7号に該当するとして本件処分を行った。

なお、〇〇トンネル工事の入札事務(以下「本件入札事務」という。)にあたっては、総合評価落札方式(標準型(施工計画型))を適用する入札が行われ、同入札は平成27年9月18日に開札され、同年10月22日に落札決定されている。

3 条例第8条第1項第7号の該当性について

(1) 条例第8条第1項第7号の規定

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」については、開示しない旨規定している。

ここで、「支障が生ずると認められる」ためには、当該支障の程度や実現性が、名目的ではなく実質的であり、抽象的なものではないことが求められると解される。

(2) 条例第8条第1項第7号の該当性の検討

異議申立人は、異議申立書及び意見書において本件処分を取り消すべきである旨主張していることから、本件行政文書全体の条例第8条第1項第7号の該当性について検討する。

イ 非開示情報該当性の判断基準とすべき時点について

本件処分にあたり、実施機関は開示請求時点を基準として非開示情報該当性を判断しているが、特段の事情のない限り、開示決定等を行う時点を基準として非開示情報該当性を判断すべきである。その理由は以下のとおりである。

実施機関の説明によれば、本件開示請求が行われた平成27年7月28日時点においては、本件行政文書の作成目的である〇〇トンネル工事の入札公告は行われておらず、同年8月4日に入札公告が行われており、入札公告前に本件行政文書が開示されることによって、入札の公平性が損なわれ、入札事務に支障が生じることから条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたとのことである。

確かに、「建設工事競争入札参加心得」（平成27年3月25日付け出契第1520号出納局長通知。）第5第1項において、「入札者等は、この心得、配布された仕様書、図面又は閲覧に供した仕様書、図面、契約書案及び添付書類等(以下「設計図書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。」と規定されていること、及び「建設工事執行規則取扱要綱」（平成25年8月30日付け出契第420号出納局長通知。）第12において、設計図書等の閲覧について規定されていることからすると、入札が設計図書等による積算に基づいて行われていることが認められる。

また、本件行政文書が設計図書、数量計算書及び施工計画書等を作成することを目的として発注された委託業務の報告書であり、設計図書等と本件行政文書は、入札参加希望者向けの閲覧用資料とその根拠資料といえる関係にあること、及びその設計図書等の閲覧、借用及び複写が入札公告日以降に可能となることを踏まえると、入札公告前に本件行政文書が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知るところとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利になることは否定できない。

しかし、条例第8条第1項各号の非開示情報の該当性は、時の経過、社会

情勢の変化，当該情報に係る事務又は事業の進捗の状況等の事情の変更に伴って変化していく可能性があることから，実施機関は開示請求の都度個別に非開示情報の該当性を判断すべきであり，開示請求が行われた時点から開示決定等が行われるまでには通常一定の期間を要することを踏まえると，特段の事情のない限り，同項各号の非開示情報の該当性は開示決定等を行う時点で判断すべきである。

本件処分は平成27年8月11日に行われているのであるから，開示決定等を行う時点においては既に入札公告は行われていたと認められ，本件処分を行うにあたっては，仮に入札事務の進捗の状況に伴って本件行政文書に関する条例第8条第1項各号の非開示情報の該当性が変化するとしても，入札公告後かつ落札決定前という状況を踏まえて同項各号の非開示情報の該当性を判断すべきであったといえる。

ロ 開示決定等時点を基準とする本件処分の妥当性について

前記イで判断したとおり，開示決定等が行われた入札公告後かつ落札決定前という状況に即して，本件行政文書全体の条例第8条第1項第7号の該当性について検討する。

本件行政文書のうち，設計報告書及び施工計画書については，設計図書等には記載されていない地質の観測結果及び委託業務を受託した事業者が作成した工事計画及び工程等が記載されている。入札公告後であったとしても，落札決定前にあつては，これらを開示し，その情報が特定の入札参加希望者の知るところとなった場合，総合評価落札方式を採用する本件入札事務において，当該入札参加希望者の技術提案を容易にし，他の入札参加希望者と比較して入札に有利になることは否定できない。従って，本件行政文書のうち，設計報告書及び施工計画書については，条例第8条第1項第7号に該当し，非開示としたことは妥当である。

同じく数量計算書及び図面のうち，設計図書等に記載されていない情報については，実施機関の積算にのみ使用し，工事の受託事業者において別途検討すべき任意の工事数量及び前述した施工計画書の一部を構成する図面と認められる。入札公告後であったとしても，落札決定前にあつては，これらを開示し，その情報が特定の入札参加希望者の知るところとなった場合，当該入札参加希望者の任意の工事数量の積算意欲を失わせ，又は技術提案を容易にし，他の入札参加希望者と比較して入札に有利になることは否定できないことから，いずれも条例第8条第1項第7号に該当し，非開示としたことは妥当である。

他方，数量計算書及び図面の一部については，設計図書等と同じ情報が記

載されていると認められる。これらの情報は、入札公告後の閲覧期間中において、何人でも閲覧、借用及び複写が可能であったことから、落札決定前に開示しても本件入札事務に支障があったとは認められない。従って、数量計算書及び図面のうち、入札公告後公表される設計図書等と同じ情報については、条例第8条第1項第7号には該当せず、非開示としたことは妥当ではない。

ハ 当審査会の判断時点における本件処分の妥当性について

本件処分時に条例第8条第1項各号の非開示情報の該当性を判断する基準とすべき時点は前記イで判断したとおりであり、その判断の妥当性は前記ロで判断したとおりであるが、不服申立ての審査においては、原処分時点の法令や事実に基づいて当該処分の妥当性を判断することを原則とするものの、当審査会は前記第5の1で述べたように原則公開の理念に立って判断することとしており、時の経過等により明らかな事情の変更があり非開示情報に該当する事由が消失したような事情がある場合、その変化を含めて判断することが相当であることから、本件処分について以下検討する。

前述のとおり、本件開示請求は平成27年7月28日に行われ、その後、同年8月4日に入札公告が、同年8月11日に本件処分が、同年9月18日に開札が、同年10月22日に落札決定が行われている。

そうすると、現時点においては、落札決定が行われ、既に本件入札事務が完了しており、開示することによる本件入札事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる事情はない。

従って、現時点においては、本件行政文書全体について、条例第8条第1項第7号に該当するとは認められないため、改めて開示決定等を行うべきである。

4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した行政文書について、当審査会の判断時点においては、条例第8条第1項第7号に該当するとは認められないため、改めて開示決定等を行うべきである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 9. 24	○ 諮問を受けた。(諮問第212号)
27. 10. 23	○ 異議申立人から意見書を受理した。
28. 11. 22 (第361回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 26 (第362回審査会)	○ 実施機関から意見等を聴取した。 ○ 事案の審議を行った。
29. 1. 23 (第363回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 2. 23 (第364回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 3. 23 (第365回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 4. 25 (第366回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成29年5月22日現在）

氏 名	区 分	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
伊 勢 み ゆ き	情報公開を理解する者	
板 明 果	学識経験者	
齋 藤 信 一	法律家	会長
十 河 弘	法律家	